

運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社イクシオが設置する相談支援事業所HARUTA（以下「事業所」という。）において実施する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談計画支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」（以下「障害者総合支援法」）に基づく指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業及び「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業等の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援、指定地域相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者、および障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者などの立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、自らその提供する指定計画相談支援事業などの評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定計画相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

(1) 名称 指定相談支援事業所HARUTA

(2) 所在地 愛媛県松山市清水町2丁目21番3号 Luft清水町2F

(3) 連絡先 TEL：089-906-8460

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりである。

(1) 管理者 1名 (常勤専従)

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 3 名 (常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名)

相談支援相談員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(5) 前4号のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者

(4) 精神障害者

(5) 難病等対象者

(6) 障害児

(指定相談支援事業の内容)

第7条 (1) 指定特定相談支援事業

○計画相談支援

・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。

・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行ない、計画の見直し（モニタリング）を行なう。

○基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行なう。

(2) 指定一般相談支援事業

○地域相談支援

・地域移行支援：障害者施設や精神科病院等に入所、及び入院している方に対して、地域生活移行に向けた相談に応じ、地域移行支援計画を作成するとともに、その計画に基づいて同行支援や体験利用等を行なう。

・地域定着支援：施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方に対し、地域定着支援台帳を作成するとともに携帯電話等による常時の連絡体制を確保し、相談・支援、及び緊急時の対応を行なう。

○基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行なう。

(3) 指定障害児相談支援事業

○障害児相談支援

・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、児童支援利用計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。

・継続障害児支援利用援助：定期的に利用状況の検証を行ない、計画の見直し（モニタリング）を行う。

(相談支援等の提供方法及び内容)

第8条 事業所で行う相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者等からの日常生活全般に関する相談に応じる。

(2) 利用者等に対して、事業所で行なう計画相談の提供方法等について十分に理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。

(3) 利用者等の居宅を訪問し、面接によるニーズの確認、及びアセスメントを実施する。

(4) サービスの種類、及び地域のサービス提供事業者の情報を適正に利用者等に提供するとともに、必要に応じて見学等への同行や体験利用を実施する。

(5) 各関係機関（サービス提供事業者等）より意見を聴取し、サービス等利用計画案を作成する。

(6) サービス等利用計画案について市町へ提出し、協議のうえ、支給決定を受ける。

(7) 支給決定時のサービス利用等計画を利用者等に説明し、文章により同意を得る。

(8) サービス担当者会議を開催し、支給決定時のサービス等利用計画を提示して、目的や役割の確認を行なうとともに、緊急時の連絡・支援体制を確保する。

(9) 利用者、各関係機関との連絡を継続的に行なうとともに、定期的に利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画の実施状況の把握、及び計画の見直し（モニタリング）を行なう。

(10) 必要に応じて、サービス等利用計画の変更を行う。

(利用者等から受領する費用及び額)

第9条 事業所は、法定代理受領を行わない相談支援等を提供した際は、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、利用者等の選定により第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、それに要した交通費の実費を利用者等から徴収するものとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、松山市（島しょ部を除く）とする。また、他市町出身の者で、前記地域に居住する者についても事業の対象とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 相談支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに愛媛県、及び支給決定した市町、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した相談支援等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止について)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止・身体拘束適正化委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。)を
定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 相談支援専門員に対し、年2回以上研修を行い、月1回以上当事業所における事例検討会議を行う。
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 3 事業所は、利用者等に対する相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イクシオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和2年10月1日より、施行する。

この規定は、令和2年11月1日より（職員の職種、員数及び職務の内容）一部改正する。

この規定は、第4条第二2項を令和4年1月1日より、（員数）一部改正する。

この規定は、第4条第二2項を令和4年6月21日より、（員数）一部改正する。

この規定は、第4条第二2項を令和4年11月1日より、（員数）一部改正する。

この規定は、第4条第二2項を令和5年6月1日より、（員数）一部改正する。

この規定は、第4条第二2項を令和5年7月1日より、（員数）一部改正する。

この規定は、令和6年1月18日より（事業所所在地の名称）を一部改正する。

この規定は、令和6年3月25日より（第十三条）を追記及び一部改正する。